

協会けんぽ青森支部からのお知らせ（令和元年5月）

「医療費が高額になりそう…」 「入院や手術が控えてる…」

そんな時は！ 「**限度額適用認定証**」 をご利用ください！

限度額適用認定証とは？

医療費が高額になりそうなとき、事前に協会けんぽにお手続きいただき「限度額適用認定証」を医療機関窓口で提示することで、窓口での自己負担額の支払いが一定額（限度額）までで済みます。

※自己負担限度額は被保険者様の所得区分によって異なります。また、どの所得区分に該当するかはお手元に届いた「限度額適用認定証」に記載されておりますのでご確認ください。

実際に窓口での支払額はどうなるの？

例えば、医療機関で総医療費（10割の額）が100万円かかると言われた。
所得区分：ウ（標準報酬月額28万～50万円の方）
窓口負担割合：3割の場合



「限度額適用認定証」を利用するかしないかで、医療機関窓口での支払金額はどれくらいの差があるのでしょうか？

限度額適用認定証を利用した場合

医療機関窓口での支払金額 **87,430**円

◆区分ウの場合の自己負担限度額の計算方法◆

$80,100円 + (総医療費100万円 - 267,000円) \times 1\%$

※高額療養費の申請が不要です。

限度額適用認定証を利用しなかった場合

医療機関窓口での支払金額 **300,000**円

◆限度額適用認定証を提示しなかった場合の計算方法◆

総医療費100万円 \times 0.3（3割）

後日、高額療養費を申請すると212,570円の払い戻しを受けられますが、支払いまで3か月以上かかります。

注意

- お手元に届くまで、一週間程度かかります。お早めにご申請ください。
 - 病院と薬局、入院と通院、別々で使用します。また、複数の医療機関を受診する際には、それぞれの医療機関に提示が必要です。
 - 70歳から74歳の方は、高齢受給者証で限度額適用認定証と同じ扱いが受けられますが、所得区分が「現役並みⅠ」「現役並みⅡ」の方は医療機関窓口で限度額適用認定証の提示が必要です。
- ※被保険者の所得区分が低所得者の場合は非課税証明書を添付のうえ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

手続き方法は？

1



「健康保険限度額適用認定申請書」を記入してください。（ホームページからダウンロードできます。）

2



保険証に記載されている協会けんぽ都道府県支部へご郵送ください。

3



お手元に届きましたら医療機関等での受診時に、保険証と併せて窓口へ提示してください。

歯のケアはすべての基本。歯とお口の健康チェックするため、歯科健診の受診を！

歯科健診

を受けましょう

健診対象者

協会けんぽ青森支部の被保険者様

健診内容

- ①問診 ②歯・歯肉の検査（虫歯、歯周病のチェック）
③歯科保健指導（健診時間は1人10分～15分程度）

受診場所

- ①歯科医院 または
②歯科医師が事業所へ訪問して受診することもできます。
※②の場合は、1回の実施人数が10人以上の場合に限らせていただきます。

申込方法

- ①ホームページから申し込み用紙をダウンロード
②FAXまたは郵送で事業所様からお申し込みください。
③歯科医師会から事業所様へ日程調整の連絡があります。
※実施希望日の2週間前までに申込をお願いいたします。
※事業所での受診を希望の場合は、実施希望日の1か月前までに申込をお願いいたします。

健診料金

1,000円（税抜）
※通常料金は4,000円（税抜）

**本事業の特典として、
通常料金より75%割引！**



協会けんぽ青森 歯科健診

検索



※ 協会けんぽ青森支部の被保険者様以外（ご家族様など）は通常料金でお申し込みできます。
※ 実施期間は令和元年6月～令和2年2月です。また、実施予定人数（400人）に達した場合は受付終了となります。
※ 歯科健診受診後に、青森県歯科医師会から事業所様へ請求書をお送りします。